

令和3年11月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第[REDACTED]号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年8月20日

判 決

原告 中井 忍

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

被告 矢野 賢 図

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告は、原告に対し、175万7852円並びにうち50万円に対する平成31年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち125万7852円に対する同年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、430万7852円並びにうち280万7852円に対する平成31年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち150万円に対する同月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告においてブログ及びインターネット掲示板に投稿した各記事によってプライバシーや名誉権を侵害されたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償及び平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」
5 という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

2 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠等により容易に認められる事実。弁論の全趣旨により認められる事実を含む。なお、証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者ら

10 原告は、東京都在住の自然人であり、平成20年から、いわゆるネットビジネスの指導及びコンサルティングに携わってきた。原告は、インターネット上で集客し、顧客に対して、ブログの作成方法や作成したブログのアクセス数を増加させる方法等を指導している（甲1、13）。

被告は、[REDACTED]在住の自然人であり、同年4月頃、原告がインターネット上で宣伝
15 していた広告収入を得る方法の指導を内容とする商材を購入し、原告の顧客となった（甲13）。

(2) 記事の存在

被告は、平成31年3月11日、株式会社サイバーエージェントが運営するブログサービスである「アメーバブログ」に別紙投稿記事目録1記載の記事（以下「本件記事1」という。）を投稿した。
20

被告は、インターネット上の掲示板「爆サイ．com」に、同月16日、別紙投稿記事目録2の1記載の記事（以下「本件記事2」という。）を、同年4月14日、同目録2の2記載の記事（以下「本件記事3」という。）をそれぞれ投稿した。

3 争点

25 (1) 本件記事1ないし3（以下「本件各記事」という。）の各投稿につき不法行為の成否

(2) 原告の損害

4 争点についての当事者の主張

(1) 争点(1) (本件各記事の各投稿につき不法行為の成否) について

[原告の主張]

5 以下のとおり、本件各記事の各投稿につき、プライバシー侵害、名誉権侵害の不法行為が成立する。

ア 本件記事1について

(ア) プライバシー侵害

本件記事1には、原告の実名及び顔写真とともに原告の住民票上の住所及び携帯電話
10 話番号が掲載されている。

原告は、法人化をせずに個人事業主として営業し、原告に問合せをしてきて契約締結に至った者のみを顧客としてネットビジネスの指導及びコンサルティングを行ってきた。原告は、自身の住所や詳細な個人情報を一般に公開して営業活動をしたことはなく、また、法人登記のように代表取締役の住所が外部に明らかになることも想定
15 しておらず、自らの個人情報が公にならないようにして営業活動に携わってきた。原告の顧客数は、一般人に既に知られるに至るほど多数であるとまではいえない。

以上の点に鑑みると、本件記事1に掲載された原告の住民票上の住所及び携帯電話番号は、一般人の感覚を基準として、その公開によって心理的負担、不安を覚えさせる情報すなわちプライバシーに当たる。したがって、本件記事1の投稿は、原告のプ
20 ライバシーを侵害するものである。

被告指摘に係る乙2号証の記事は、詐欺被害商法を「徹底追及する」とあるようにその事実確認をするものであり、また、原告と同一の氏名が記載されているにとどまり、原告が敗訴した判決の内容等も掲載されていない。そうすると、上記記事によって原告のプライバシーが侵害されたとはいえない。

25 (イ) 名誉権侵害

本件記事1中の「情報商材詐欺師」の記載は、原告が作成した資料並びに同資料に

基づく指導及びコンサルティングを行うビジネスや情報商材の販売に関し、それらの内容が虚偽であるという事実を摘示するものである。「詐欺」という文言は、一般社会において刑法246条所定の詐欺罪を容易に想起させる文言であるから、上記摘示事実、本件記事1を閲覧した一般人に、原告が詐欺行為に及んでいるないし及ぶ可能性があると印象を抱かせ、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

本件記事1中の「趣味：女遊び（風俗）」の記載は、原告の趣味が「女遊び（風俗）」であるという事実を摘示するものである。同事実は、一般に、対象者の性的趣向や人格等につき消極的な印象を抱かせるものといえるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

10 被告指摘に係る乙2号証の記事については、前記(ア)と同様。

(ウ) 違法性阻却事由について

前記(イ)の各摘示事実は、公共の利害に関する事実ではなく、公益を図る目的で摘示されたものでもない。また、上記各摘示事実は、いずれも虚偽の事実である。特に、原告は、自らの経験や知見に基づいて資料を作成し、指導やコンサルティングを行っており、それらの内容に虚偽の事実は含まれていない。被告は、原被告間の問題を前提として、原告に対する個人的な逆恨みにより上記のとおり真実と異なる上記各摘示事実を含む本件記事1を投稿したのであるから、上記各摘示事実を真実と信じるにつき相当な理由が存在したということもできない。

被告指摘に係る情報発信に関し、原告は、自らの経験や知見に基づいたコンサルティングサービスを1つのコンテンツとして売り出しており、同コンテンツに関する情報発信は、通常のビジネスの範ちゅうにとどまるものである。被告のような第三者が、上記情報発信について、それ自体信用し難いなどの感情を主観的に抱くこと自体は否定されるべきものではない。しかし、本件記事1の投稿は、原告が詐欺行為に及んだという虚偽の事実や原告の重要な個人情報一般が容易にアクセスし得るインターネット上にさらし、原告の権利を侵害して損害を被らせるものであり、被告主張のように批判として甘受するべきものではない。

原被告間の問題に関し、原告は、収益を得られない場合における無条件の返金保証をしたことはなく、また、被告に対して収益を得られることを確約して指導したこともない。被告の運転免許証に関して、原告は、被告から返金を求められた頃、インターネット上の掲示板において原告を誹謗中傷する内容の投稿を発見した。同投稿は、
5 〇〇県からなされており、原告は、〇〇県在住の顧客が被告のみであったことから、被告が同投稿をしたものと考えて警察に相談し、被告に対する警告を促した。警察が被告に対する警告を発した後、被告は、二度と原告に対する誹謗中傷に及ばない旨を原告に誓約し、原告は、同誓約を担保するものとして被告の運転免許証の写しを受領した。被告主張に係る脅迫をしたことはない。なお、原告は、被告に指導をしていた
10 当時、〇〇」と名乗っていた。しかし、これは、偽名を用いたわけではなく、当時、原告には、〇〇」というビジネスパートナーがおり、同人が顧客からの問合せ等に対応することもあり、その場合、やり取りをスムーズに進めるために原告において初めのうちは「〇〇」と称することがあった。

被告指摘に係る乙2号証の記事については、詐欺被害商法を「徹底追及する」とあるようにその事実確認をするものであり、原告が敗訴した判決の内容等も掲載されていないなど詳細な内容を伴うものではなく、原告による詐欺行為を裏付けるものでもない。上記記事をもって、本件記事1の摘示事実の真実性も、真実と信じるにつき相当な理由の存在も認められない。

以上によれば、本件記事1の投稿につき、違法性阻却事由は認められない。

20 (エ) 小括

以上によれば、本件記事1の投稿は、原告のプライバシー及び名誉権を侵害するものである。

イ 本件記事2及び3について

(ア) 名誉権侵害

25 本件記事2のスレッドタイトルである「中井忍会って教えるヤフオク情報商材」及び共に投稿されたレスである「ヤフオクで有名な情報商材詐欺師」を併せ読むと、原

告が情報商材詐欺を行っているという事実を摘示しており、本件記事2を閲覧した一般人に、原告が詐欺行為に及んでいるないし及ぶ可能性があるとの印象を抱かせ、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

本件記事3中の「中井がタチが悪いのは刑事裁判にならないのをいいことに、最初から相手を騙すつもりで詐欺商材を売りつけていたこと。」「お前に騙された人達もお前からされたことは一生忘れないということだ」との記載は、原告が情報商材詐欺を行っているという事実を摘示しており、また、「相手からクレームが来た時は、逆ギレして相手を中傷したり脅したりするのがパターンだったが、これも中井にとっては『してやった』と思って快感だったんだろう。」との記載は、原告がクレームをつけてきた顧客に対して名誉毀損行為、侮辱行為又は恐喝行為に及んだという事実を摘示している。「騙す」、「騙された」という文言は、刑法246条所定の詐欺罪を、「相手を中傷したり脅したりする」という文言は、同法230条所定の名誉毀損罪、同法231条所定の侮辱罪又は同法249条所定の恐喝罪を一般人に容易に想起させる文言であるから、上記各摘示事実、本件記事3を閲覧した一般人に、原告が上記犯罪行為に及んでいるないし及ぶ可能性があるとの印象を抱かせ、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

(イ) 違法性阻却事由について

前記(ア)の各摘示事実、いずれも虚偽の事実である。原告は、自らの経験や知見に基づいて資料を作成し、指導やコンサルティングを行っており、それらの内容に虚偽の事実は含まれていない。また、原告が犯罪行為に及んだことはない。

被告指摘に係る情報発信、原被告間の問題及び乙2号証の記事に関しては、前記(ア)と同様。

以上によれば、本件記事2及び3の各投稿につき、違法性阻却事由は認められない。

(ウ) 小括

以上によれば、本件記事2及び3の各投稿は、原告の名誉権を侵害するものである。

〔被告の主張〕

以下のとおり、本件各記事の投稿につき、不法行為は成立しない。

ア 本件記事1について

(ア) 権利侵害について

5 本件記事1は、個人のブログに投稿されたものであり、著名なニュースサイト上の記事や報道機関による記事と異なり、信用性は乏しい。本件記事1を閲覧した一般読者においてその内容を信じるとは考え難く、仮に信じたとしても、そのことによって具体的に原告の社会的信用が低下するとまではいえない。

10 本件記事1に掲載された原告の住所氏名、顔写真及び電話番号は、病歴等のように秘匿性が高いものではなく、公開されることによって原告主張に係る損害をもたらす高度のプライバシー侵害を生じさせるものとはいえない。

原告は、乙2号証のとおり、ジャーナリストから、詐欺被害を訴える裁判において敗訴したことや自ら記事の削除請求に応じたことなどの具体的事実を指摘されて、詐欺行為に及んでいる旨の追及を受けており、本件記事1によって更に社会的評価が低下したことやプライバシーを侵害されたことは認められない。

15 (イ) 違法性阻却事由について

原告は、自身のコンサルティングを受けた者の相当数が平均賃金を大幅に超える水準の収入を得ることができるようになる旨の情報発信をしている。しかし、同情報発信の内容はそれ自体信用し難いといえるから、同内容に疑問を呈する本件各記事程度の批判は甘受するべきである。

20 また、被告は、情報商材の詐欺に関する情報という、社会の正当な関心事につき、自らの経験に基づいて本件各記事を投稿した。すなわち、被告は、原告の以前の顧客であり、平成20年7月ないし同年9月頃、原告と面談した後、原告と契約を締結して指導を受けることにし、合計8万円を原告に支払った。原告の指導内容は、自身の趣味に関するブログを開設して同ブログにアクセスを集め、広告で収益を得るという
25 ものであり、原告は、稼げなければ返金する旨を標榜していた。なお、当時、原告は、という偽名を使用しており、そのような偽名を用いた原告の事業は、詐

欺的との評価を受けるだけの合理的な理由があるものといえる。被告は、原告の指導に基づいてグルメに関するブログを開設したが、収益を得ることができなかったので、原告に返金を求めた。原告は、被告に対し、返金をするので免許証をデジカメで撮影してその画像を送信するよう依頼した。被告が同依頼に従ったところ、原告は、同画像をインターネットに公開する旨を述べて被告を脅した。被告は、警察に相談し、警察官が原告に電話をかけて免許証を悪用してはならない旨を伝えたが、結局、返金
5 なかった。

加えて、原告は、前記(ア)のとおり乙2号証においてジャーナリストから詐欺行為に及んでいる旨を追及されている。

10 以上によれば、仮に本件記事1の投稿が原告のプライバシーや名誉権を侵害するものであったとしても、違法性が阻却されるというべきである。

イ 本件記事2及び3について

(ア) 権利侵害について

本件記事2及び3は、いずれも匿名掲示板に投稿されたものであり、一般に、匿名
15 掲示板に投稿されたものに対する信用性は低い。また、本件記事2は、タイトルと本文を合わせて2行程度にとどまり、「詐欺」という文言はあるものの、詐欺行為の具体的内容についての記載はない。本件記事3中の「中井がタチが悪いのは(中略)詐欺商材を売りつけていたこと。」の記載には、原告がいつどのような詐欺商材を販売していたのかという具体的な記載を欠く。本件記事3中の「相手からクレームが来た
20 時は、(中略)快感だったんだろう。」「お前に騙された人達もお前からされたことは一生忘れないということだ」は、原告の具体的な行動を摘示するものではなく、被告
なりの感想を述べたものにすぎない。

また、原告は、前記(ア)のとおり乙2号証についてジャーナリストから詐欺行為に及んでいる旨の追及を受けており、本件記事2及び3によって更に社会的評価が低下
25 したことは認められない。

以上の点に鑑みると、本件記事2及び3が、原告の社会的内容を低下させるものと

はいえない。

(イ) 違法性阻却事由について

前記ア(イ)と同様の理由により、仮に本件記事2及び3の各投稿が原告の名誉権を侵害するものであったとしても、違法性が阻却されるというべきである。

5 (2) 争点(2) (原告の損害) について

[原告の主張]

原告は、本件各記事の各投稿によって、以下のとおり合計430万7852円の損害を被った。

ア 精神的損害

10 原告は、本件各記事の各投稿によって多大な精神的苦痛を被っており、その損害額は、本件記事1の投稿について150万円、本件記事2及び3の各投稿について150万円を下らない。

イ 営業損害

15 本件各記事の投稿後、原告は、本件各記事を見た2名の顧客からコンサルティング業務のキャンセルの申入れを受け、これらの申入れに応じて、各顧客に平成31年4月27日付けで14万8500円、令和元年5月22日付けで44万9352円をそれぞれ返金した。

被告主張に係る乙2号証の記事については、前記(1) [原告の主張] のとおり、当該記事によって原告の権利が侵害され、損害が生じたと評価することは困難である。

20 仮に乙2号証の記事によって原告に損害が生じているとしても、被告による本件各記事の各投稿とともに又はこれらの投稿と相まって、原告の損害が発生又は拡大したものといえる。本件各記事の各投稿については、乙2号証の記事の投稿との関係で客観的関連共同性が認められ、共同不法行為が成立する。したがって、被告は、共同不法行為者として原告の損害につき乙2号証の記事の投稿者と不真正連帯債務を負う。

25 ウ 弁護士費用

原告は、被告の特定、被告との交渉、本件訴え提起に当たり、弁護士費用として少

なくとも71万円を負担しており、これは、本件各記事の各投稿と相当因果関係のある損害である。

〔被告の主張〕

ア 精神的損害について

争う。

イ 営業損害について

原告が2名の顧客に返金した旨主張するコンサルティング費用は、いずれも個人のコンサルティング費用としては相当の額であり、上記顧客らは原告に対する高度の信用に基づいて契約をしたものと推認される。上記顧客らにおいて、前記(1)〔被告の主張〕のとおり信用性が低い本件各記事によって、原告との契約をキャンセルしたとは考え難い。特に上記顧客らのうち1名は、原告との契約のキャンセルに当たり、詐欺被害を専門的に取り扱う弁護士に依頼している。本件各記事は、平成31年3月11日から同年4月14日にかけて投稿されたものであり、上記顧客に対する返金は同月17日に実行された。この短期間のうちに上記顧客が弁護士に依頼して当該弁護士が原告に返金を請求したというのは、不自然である。原告は、前記(1)〔被告の主張〕のとおりジャーナリストから詐欺行為につき追及されており(乙2)、このことが上記顧客らのキャンセルの一因を成しているものと考えられる。被告は、上記ジャーナリストと面識はなく、主観的にも客観的にも共同した事実もないことから、原告主張に係る共同不法行為が成立する余地はない。

以上によれば、本件各記事の各投稿と上記顧客らが原告との契約をキャンセルしたことの間に相当因果関係は認められない。また、仮に相当因果関係があったとしても、原告は、キャンセルにより上記顧客らに対するコンサルティング業務に要する経費の負担を免れるのであるから、返金額の全額が本件各記事の各投稿と相当因果関係のある損害とはいえない。

ウ 弁護士費用について

争う。我が国の民訴法は、弁護士強制主義、弁護士費用敗訴者負担制度を採用して

ならず、弁護士費用は各自負担が原則である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各記事の各投稿につき不法行為の成否) について

(1) 権利侵害について

5 ア 本件記事1について

(ア) プライバシー侵害

本件記事1には、原告の実名及び顔写真とともに原告の住民票上の住所及び携帯電話番号が掲載されている。

10 プライバシーは、他人に知られたくない私生活上の事実又は情報をみだりに公表されない法的利益であるところ、個人の住所及び電話番号は、一般に、不特定の第三者に知られたくない私生活上の事実又は情報に当たる。原告は、インターネット上の集客においても、問合せ先としてホームページのみを記載しており、住所や電話番号は明らかにしていない(甲1)。したがって、本件記事1に掲載された原告の住民票上の住所及び携帯電話番号は、プライバシーとして法的保護に値する利益であり、本件
15 記事1の投稿は、原告のプライバシーを侵害するものと認められる。

(イ) 名誉権侵害

本件記事1中の「情報商材詐欺師」の記載は、原告が携わるネットビジネスの指導やコンサルティングについて作成した資料、上記指導及びコンサルティングの内容が虚偽であるという事実を摘示するものである。同事実は、原告が職業的に詐欺行為に
20 及ぶ人物であるとの印象を与えるものであり、明らかに原告の社会的評価を低下させるものといえる。

本件記事1中の「趣味：女遊び(風俗)」の記載は、原告の趣味がいわゆる性風俗店における遊興であるという事実を摘示するものである。同事実は、原告がそのような遊興にふける人物であるとの印象を与えるものであり、明らかに原告の社会的評価
25 を低下させるものといえる。

したがって、本件記事1の投稿は、原告の名誉権を侵害するものと認められる。

(ウ) 被告の主張について

被告は、①本件記事1は、個人のブログに投稿されたものであることから、信用性は乏しく、本件記事1を閲覧した一般読者においてその内容を信じるとは考え難い、仮に信じたとしても、そのことによって具体的に原告の社会的信用が低下するとまではいえない、②本件記事1に掲載された原告の住所氏名、顔写真及び電話番号は、病歴等のように秘匿性が高いものではなく、公開されることによって原告主張に係る損害をもたらす高度のプライバシー侵害を生じさせるものとはいえない、③原告は、乙2号証のとおり、ジャーナリストから、詐欺被害を訴える裁判において敗訴したことや自ら記事の削除請求に応じたことなどの具体的事実を指摘されて、詐欺行為に及んでいる旨の追及を受けており、本件記事1によって更に社会的評価が低下したことやプライバシーを侵害されたことは認められないとして、本件記事1の投稿は、原告のプライバシー及び名誉権を侵害しない旨主張する。

しかし、①については、本件記事1が個人のブログに掲載されたことをもって、必ずしも本件記事1の一般閲覧者が本件記事1の内容を信用しないということとはできない。また、前記(イ)の各摘示事実の内容に鑑みると、本件記事1は、個人のブログに掲載されたものであることを考慮しても、原告の社会的信用を低下させることは明らかというべきである。

②については、個人の住所及び携帯電話番号は、社会生活上の不利益をもたらすおそれがあるために原則として厳秘を求められる病歴や前科ほど秘匿性が高いとはいえないものの、個人の私生活に深く関わる情報であり、通常、家族や親しい知人、仕事や日常生活の関係で連絡を取る必要がある者など当該個人の了解の下で限られた範囲内において必要な限度で共有することが想定されている。個人の住所や携帯電話番号が不特定の第三者に知られ得る状況になれば、当該個人の私生活の平穏が害される危険性が高い。したがって、個人の住所及び携帯電話番号は、法的保護に値するプライバシーに当たるものといわざるを得ない。

③については、乙2号証は、個人のジャーナリストが記載したものであり、公的機

関による発表ではなく、その内容には、「中井忍（別名・浅利陽介や三木本）は、権利侵害であると指摘された25本の記事を、即座に自らの意思で削除したことで、サイトに記載されている内容は全てデタラメであることが証明されたことが連想される。」「中井忍（別名・浅利陽介や三木本）なる者は、ネットビジネス情報商材詐欺被害者を助けることをネタに、自らの情報商材に導いて更に資金を集める手法を取っているようだ」など上記ジャーナリスト自身の推論や見解が相当程度含まれている。また、乙2号証には、原告の住所や電話番号ないしこれらに準じる原告の私的情報は、記載されていない。さらに、乙2号証と本件記事1との間に関連性はなく、関連性をうかがわせるような記載は見られない。これらの点に鑑みると、仮に乙2号証によって原告のプライバシーや名誉権が侵害されとしても、それとは別個に、本件記事1による原告のプライバシーや名誉権の侵害が認められる。

以上によれば、被告の上記主張を採用することはできない。

イ 本件記事2及び3について

(ア) 名誉権侵害

本件記事2の記載及び本件記事3中の「中井がタチが悪いのは刑事裁判にならないのをいいことに、最初から相手を騙すつもりで詐欺商材を売りつけていたこと。」「お前に騙された人達もお前からされたことは一生忘れないということだ」との記載は、本件記事1の記載と同様に、原告が携わるネットビジネスの指導やコンサルティングについて作成した資料、上記指導及びコンサルティングの内容が虚偽であるという事実を摘示するものである。同事実は、原告が職業的に詐欺行為に及ぶ人物であるとの印象を与えるものであり、明らかに原告の社会的評価を低下させるものといえる。

本件記事3中の「相手からクレームが来た時は、逆ギレして相手を中傷したり脅したりするのがパターンだったが、これも中井にとっては『してやった』と思って快感だったんだろう。」との記載は、原告がクレームをつけてきた顧客を中傷したり脅したりしたという事実を摘示するものである。同事実は、原告が顧客からのクレームに対して真摯に対応せず、中傷や脅迫等の犯罪行為ないしそれに近い行為によって上記

クレームを封じようとする人物であるとの印象を与えるものであり、明らかに原告の社会的評価を低下させるものということができる。

したがって、本件記事2及び3の各投稿は、原告の名誉権を侵害するものと認められる。

5 (イ) 被告の主張について

被告は、①本件記事2及び3は、いずれも匿名掲示板に投稿されたものであり、一般に、匿名掲示板に投稿されたものに対する信用性は低い、②本件記事2は、タイトルと本文を合わせて2行程度にとどまり、詐欺行為の具体的内容についての記載はなく、本件記事3も、原告がいつどのような詐欺商材を販売していたのかという具体的
10 な記載を欠く、③本件記事3中の「相手からクレームが来た時は、(中略)快感だったんだろう。」「お前に騙された人達もお前からされたことは一生忘れないということだ」は、原告の具体的な行動を摘示するものではなく、被告なりの感想を述べたものにすぎない、④原告は、乙2号証においてジャーナリストから詐欺行為に及んでい
る旨の追及を受けており、本件記事2及び3によって更に社会的評価が低下したことは認められないとして、本件記事2及び3が、原告の社会的内容を低下させるもの
15 とはいえない旨主張する。

しかし、①及び②については、本件記事2及び3が匿名掲示板に投稿されたことをもって、必ずしも本件記事2及び3の一般閲覧者がこれらの記事の内容を信用しない
ということとはできない。また、前記ア)の摘示事実の内容に鑑みると、本件記事2及び
20 3は、匿名掲示板に投稿されたものであること、原告の詐欺行為等についての具体的記載を欠き、本件記事2は全体に2行程度の短いものにすぎないことを考慮しても、原告の社会的信用を低下させることは明らかというべきである。

③については、本件記事3は、被告自身の感想を交えてはいるものの、前記ア)のと
おり原告がクレームをつけてきた顧客を中傷したり脅したりしたという事実も摘示
25 している。

④については、前記アウ)と同様の理由により、仮に乙2号証によって原告の名誉権

が侵害されるとしても、それとは別個に、本件記事2及び3による原告の名誉権の侵害が認められる。

以上によれば、被告の上記主張を採用することはできない。

(2) 違法性阻却事由について

5 被告は、①原告は、自身のコンサルティングを受けた者の相当数が平均賃金を大幅に超える水準の収入を得ることができるようになる旨のそれ自体信用し難い情報発信をしており、その情報発信の内容に疑問を呈する本件各記事程度の批判は甘受すべきである、②被告は、原告の以前の顧客であり、原告の指導に基づいてグルメに関するブログを開設したが、収益を得ることができず、原告が稼げなければ返金する旨
10 を標榜していたので原告に返金を求めたところ、原告は、返金する旨を述べながら免許証をデジカメで撮影してその画像を送信するよう依頼し、その後、同画像をインターネットに公開する旨を述べて脅した、被告は、このような自らの経験に基づき、情報商材の詐欺に関する情報という、社会の正当な関心事につき、本件各記事を投稿した、当時、原告は、XXXXXXXXXXという偽名を使用しており、そのような偽名を用いた原告の事業は、詐欺的との評価を受けるだけの合理的な理由がある、③原告は、乙
15 2号証においてジャーナリストから詐欺行為に及んでいる旨を追及されているとして、仮に本件各記事の各投稿が原告のプライバシーや名誉権を侵害するものであったとしても、違法性が阻却される旨主張する。

しかし、①については、前記(1)によれば、本件各記事は、原告のプライバシーや名
20 誉権を侵害するものであり、社会通念上許容される批判の限度を超えていることから、原告において甘受すべき程度のものということとはできない。

②については、証拠上、原告において被告主張に係る返金保証や脅迫行為に及んだと認めるに足りない。③については、前記(1)アウのとおり、乙2号証は、個人のジャーナリストが記載したものであり、公的機関による発表ではなく、その内容には、上
25 記ジャーナリスト自身の推論や見解が相当程度含まれている。また、本件記事1につき、原告の趣味が性風俗店における女遊びであることも、認めるに足りない。これら

の点に鑑みると、本件各記事につき、名誉権侵害の点に関し、各摘示事実の真実性も、被告において各摘示事実が真実であると信じたことにつき相当な理由の存在も認めるに足りない。プライバシー侵害の点に関しても、これを正当化する事由の存在は認め難い。

5 以上によれば、前記(1)の本件各記事の各投稿による原告のプライバシー及び名誉権の侵害につき、違法性阻却事由の存在を認めるに足りない。

2 争点(2) (原告の損害) について

(1) 精神的損害について

前記1によれば、原告は、本件各記事の各投稿によってかなりの精神的苦痛を被ったものといえ、その損害額は、本件記事1について50万円、本件記事2及び3につ
10 いて50万円をもって相当と認める。

(2) 営業損害について

原告は、本件各記事の投稿後、2名の顧客からコンサルティング業務のキャンセルの申入れを受け、これらの申入れに応じて、各顧客に平成31年4月27日付けで1
15 4万8500円、令和元年5月22日付けで44万9352円をそれぞれ返金した(甲10, 11, 13)。

乙2号証は、内容及び下部の「k i j i 2 0 1 7 0 9 1 1 e . h t m l」の記載によれば、平成29年9月11日頃に掲載されたものと推認される。上記キャンセルは、本件各記事の各投稿後、すなわち平成31年になされたものであるから、乙2号証に
20 ではなく、本件各記事に起因するものと考えられる。

したがって、上記各返金額の合計59万7852円をもって原告の損害とみるべきである。

なお、被告は、原告が上記キャンセルによって上記顧客らに対するコンサルティング業務に要する経費の負担を免れるのであるから、返金額の全額が本件各記事の各投稿と相当因果関係のある損害とはいえない旨を主張するが、本件証拠上、上記経費の
25 要否は不明であり、上記主張を採用することはできない。

(3) 弁護士費用

原告は、本件各記事の各投稿による被害に関し、弁護士を選任して訴えを提起しており、本件事案の性質、内容に鑑みると、16万円をもって弁護士費用相当の損害と認める。

5 なお、被告は、わが国の民訴法が弁護士強制主義、弁護士費用敗訴者負担制度を採用していないことを根拠に弁護士費用は各自負担が原則である旨主張し、上記損害の存在を争うが、通常、一般人は、弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動を行うことが難しいといえるから、訴訟追行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額
10 の範囲内のものに限り、右不法行為と相当因果関係に立つ損害というべきであり（最高裁昭和44年2月27日第一小法廷判決・民集23巻2号441頁参照）、上記主張は、採用できない。

3 結論

以上によれば、原告の被告に対する請求は、175万7852円並びにうち本件記事1の投稿による精神的損害である50万円については同投稿がなされた平成31
15 年3月11日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、うち本件記事2及び3の各投稿による精神的損害である50万円、本件各記事の各投稿による営業損害である59万7852円（14万8500円＋44万9352円）、弁護士費用相当の損害16万円の合計125万7852円については最終
20 の不法行為時である本件記事3が投稿された同年4月14日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容することとし、その余は理由がないから棄却する。

よって、主文のとおり判決する。

25 東京地方裁判所民事5部

裁判官

鈴木わかたけ

(別紙)

投稿記事目録 1

閲覧用URL

<https://ameblo.jp/nakai-shinobu/entry-12446052236.html>

投稿日時

平成31年3月11日21時37分38秒

IPアドレス

220.221.50.89

権利侵害部分

・ブログタイトル

「ヤフオクで有名な情報商材詐欺師、中井忍の情報です」

・ブログ本文

「ヤフオクで有名な情報商材詐欺師、中井忍の情報です。」

「名前：中井 忍（なかいしのぶ）」

「詐欺を行う時」

「住民票住所：

）」

「実家住所：

「電話番号：

「携帯番号：

「趣味：女遊び（風俗）・このルックスなので素人の女、金目当ての女以外は相手にされない」

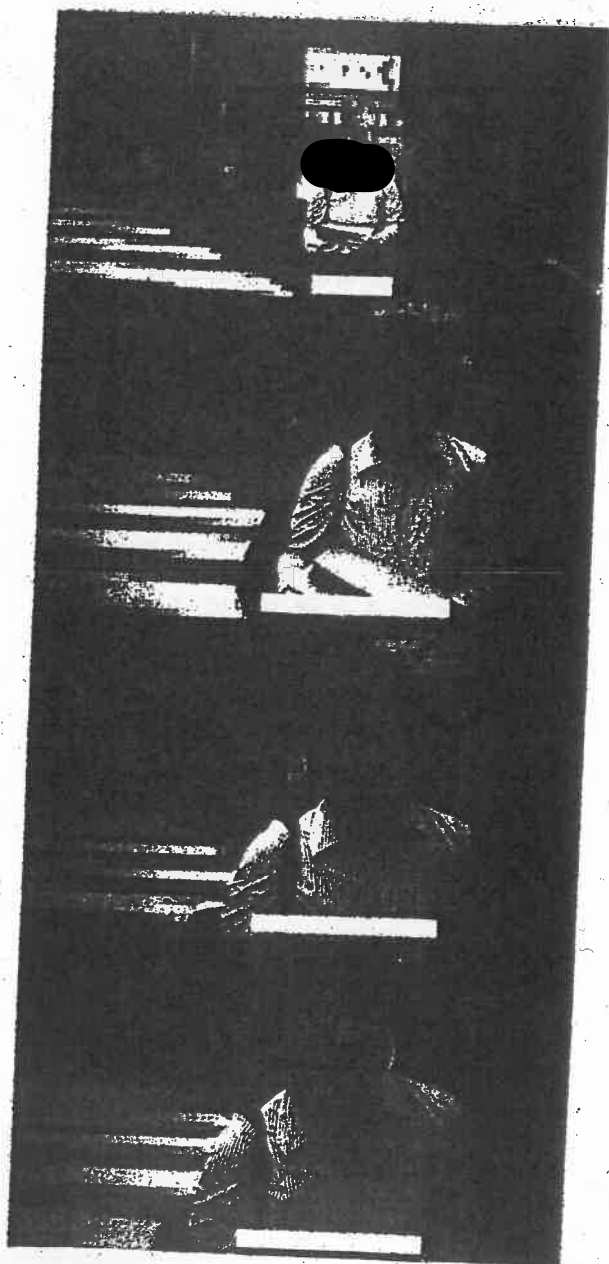
「#中井忍」

「#中井忍会って教えるヤフオク情報商材」

「#情報商材詐欺」

「#中井忍ヤフオク」

ブログ本文中に掲載されている4枚の画像



(別紙)

投稿記事目録 2

1 閲覧用URL

https://bakusai.com/thr_res/acode=3/ctgid=131/bid=867/tid=7332705/tp=1/rw=1/

投稿日時

平成31年3月16日21時45分11秒

IPアドレス

219.164.56.166

権利侵害部分

・スレッドタイトル及びレス

「中井忍会って教えるヤフオク情報商材」

「ヤフオクで有名な情報商材詐欺師」

2 閲覧用URL

https://bakusai.com/thr_res/acode=3/ctgid=131/bid=867/tid=7332705/tp=1/rw=1/

投稿日時

平成31年4月14日23時29分50秒

IPアドレス

218.44.107.245

権利侵害部分

・レス (No. 25)

「中井がタチが悪いのは刑事裁判にならないのをいいことに、最初から相

手を騙すつもりで詐欺商材を売りつけていたこと。」

「相手からクレームが来た時は、逆ギレして相手を中傷したり脅したりするのがパターンだったが、これも中井にとっては「してやった」と思っ
て快感だったんだろう。」

「お前に騙された人達もお前からされたことは一生忘れないということ
だ」

これは正本である。

令和 3 年 1 月 5 日

東京地方裁判所民事第 5 部 甲

裁判所書記官 藤 本 理 恵

